

平成 29 年 3 月 21 日

各 位

会 社 名 ピー・シー・エー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 水谷 学
(コード番号 9629 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 佐藤 文昭
(TEL 03-5211-2711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 21 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月下旬開催予定の当社第 37 回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社の事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）について所要の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の平成 27 年 5 月 1 日施行により、責任限定契約が締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、それらの取締役および監査役につきましても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 34 条（損害賠償責任の一部免除）第 2 項の一部を変更するものであります。なお、定款第 34 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月下旬

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月下旬

別紙

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①コンピュータソフトウェアの開発および販売</p> <p>②<u>コンピュータソフトウェアの保守サービス</u></p> <p>③コンピュータおよびコンピュータ関連機器、<u>関連品</u>の販売</p> <p>④コンピュータおよびコンピュータ<u>関連機器の保守</u>サービス</p> <p>⑤<u>情報通信ネットワークを利用した通信販売事業、ならびに電子商取引事業</u></p> <p>⑥前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第34条</p> <p>当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)、ならびに監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役、社外監査役、および会計監査人との間に、法令に定める要件に該当する場合には当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害限度額は、社外取締役、社外監査役については法令が定める金額を限度とし、会計監査人については、5,800万円以上</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条</p> <p>(現行通り)</p> <p>①コンピュータソフトウェアの開発、販売<u>および保守</u>サービス</p> <p>②クラウドサービスの提供</p> <p>③コンピュータおよびコンピュータ関連機器の販売<u>および保守サービス</u></p> <p>④コンピュータおよびコンピュータ<u>関連機器関連品</u>の販売</p> <p>(削除)</p> <p>⑤前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第34条</p> <p>(現行通り)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)、監査役、および会計監査人との間に、法令に定める要件に該当する場合には当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害限度額は、取締役(業務執行取締役等を除く)、監査役については法令が定め</u></p>

であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

る金額を限度とし、会計監査人については、5,800万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。